

畜水産モニタリング検査支援事業実施要領

制定 令和3年3月30日2食産第6673号
農林水産省食料産業局長通知
改正 令和4年4月1日3輸国第5296号
改正 令和〇年〇月〇日〇輸国第〇号

第1 目的

農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3輸国第5108号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）別表1の区分の欄のIの1の（2）のウの畜水産モニタリング検査支援事業（以下「本事業」という。）の実施については、交付等要綱に定めるものほか、本要領により実施するものとする。

第2 補助事業者

- 1 交付等要綱別表1の補助事業者の欄の9の輸出・国際局長が別に定める者は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、事業協同組合又は独立行政法人
 - (2) 法人格を有しない団体であって輸出・国際局長が特に必要と認めるもの（以下「特認団体」という。）
- 2 特認団体は、次に掲げる要件を全て満たすことを要するものとする。
 - (1) 主たる事務所の定めがあること。
 - (2) 代表者の定めがあること。
 - (3) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。
 - (4) 年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。
- 3 特認団体の申請をする団体は、事業実施計画（交付等要綱第6の1の事業実施計画をいう。以下同じ。）を提出する際、別記様式1を併せて輸出・国際局長に提出して、その承認を受けるものとする。

第3 事業の内容等

輸出先国・地域（以下「輸出先国」と総称する。）の規制に対応する環境整備の加速化を目的として、事業者が畜水産物の輸出先国の求めに応じて行う、農薬、

動物用医薬品等の残留物質モニタリング等の検査（農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（令和2年12月15日付け農林水産業・地域の活力創造本部決定）における畜水産物の輸出ターゲット国・地域に輸出するために必要となる取組に限る。）に必要な取組を支援する。それぞれの内容及び補助対象となる経費の範囲については、次のとおりとする。

なお、補助率は定額とする。

1 畜産物モニタリング検査支援

輸出先国が求める畜産物の農薬、動物用医薬品等の残留物質モニタリング等の検査に必要な取組を支援するものとする。

(補助対象経費)

役務費、印刷製本費、消耗品費、旅費、人件費、謝金、賃金、使用料及び賃借料、委託費等

2 水産物モニタリング検査支援

輸出先国が求める養殖魚介類の農薬、動物用医薬品等の残留物質モニタリング等の検査に必要な取組を支援するものとする。

(補助対象経費)

役務費、印刷製本費、消耗品費、旅費、人件費、賃金、委託費等

3 生産海域モニタリング検査支援

輸出先国が求める二枚貝等の生産海域でのプランクトン及び貝毒等の検査に必要な取組を支援するものとする。

(補助対象経費)

役務費、印刷製本費、消耗品費、旅費、人件費、用船費、賃金、委託費等

第4 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和5年度とする。

第5 採択基準

交付等要綱第5の採択基準は、次に掲げるとおりとする。

1 必須となる基準

- (1) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- (2) 補助事業者が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- (3) 事業費のうち補助事業者の負担分について、適正な資金調達が可能であること。
- (4) G F P コミュニティサイト (<https://www.gfp1.maff.go.jp/entry>) に登録し

ていること。

2 優先採択に係る基準

- (1) EU又は米国向けの輸出に資する取組であること。
- (2) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第 57 号）第 37 条第 1 項の規定に基づく輸出事業計画の認定規程（令和 2 年 4 月 1 日付け農林水産大臣決定）に基づく計画の認定を受けた補助事業者であること。

第 6 事業実施手続

1 事業実施計画の作成及び提出

補助事業者は、交付等要綱第 6 の 1 の規定に基づき、別記様式 2 により事業実施計画を作成し、輸出・国際局長に提出し、必要な調整を行うものとする。

ただし、交付等要綱第 6 の 3 の規定に基づく、事業実施計画の変更（2 の重要な変更に限る。）又は中止若しくは廃止については、交付等要綱第 15 の規定に基づく「変更等承認申請書」の提出をもって、これに代えることができるものとする。

また、別記様式 1 及び別記様式 2 に添付すべき資料であって、本事業の公募要領に基づき提出済みの資料等と重複するものは、その添付を省略できるものとする。

2 事業実施計画の重要な変更

交付等要綱第 6 の 3 の輸出・国際局長が別に定める重要な変更は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の内容の追加又は削除
- (2) 事業目的の変更
- (3) 交付等要綱別表 1 の I の 1 の（2）のウの畜水産モニタリング検査支援事業の項の重要な変更の欄に掲げる変更
- (4) 3 により委託する事業の新設又は内容の変更

3 事業の委託

補助事業者は、他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合には、次に掲げる事項を事業実施計画の別記様式 2 の別添の「1 総括表」の「事業の委託」の欄に記載することにより輸出・国際局長の承認を得るものとする。

- (1) 委託先が決定している場合は委託先名
- (2) 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費

4 事業の着手

- (1) 事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図るために交付決定の前に事業に着手する場合にあっては、補助事業者は、その理由を明記した畜水産モニタリング検査支援事業に関する交付決定前着手届（別記様式 3）を輸出・国際局長に提出する

ものとする。

(2) (1) ただし書により交付決定の前に着手する場合においては、補助事業者は、本事業の内容及び補助金の交付が確実となってから、着手するものとする。この場合において、補助事業者は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、補助事業者は、交付決定の前に着手した場合には、交付申請書の備考欄に着手年月日を記載するものとする。

(3) 輸出・国際局長は、(1) ただし書による交付決定前の着手については、必要な指導を十分に行うことにより、本事業が適正に行われるようとするものとする。

第7 事業実施状況の報告

補助事業者は、交付等要綱第33の規定に基づき、事業終了後速やかに事業実施計画（別記様式2）に準じて事業実施状況報告書を作成し、輸出・国際局長に提出するものとする。

ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第6条第1項の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

第8 事業遂行状況の報告

交付等要綱第18に定める事業遂行状況の報告については、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において事業遂行状況報告書を作成し、翌月末までに農林水産大臣に提出するものとする。

ただし、交付等要綱第19の規定に基づき概算払を受けようとする場合は、交付等要綱別記様式第6号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

なお、12月末までに事業が終了した場合及び交付決定が当該年度の1月以降となった場合は、当該年度における報告を要しないものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 残留物質等モニタリング検査支援事業実施要領（令和2年3月31日付け元食産第4773号農林水産省食料産業局長通知）及び生産海域等モニタリング支援事業実施要領（令和2年3月31日付け元食産第5891号農林水産省食料産業局長通知）は廃止する。
- 3 廃止前の2に掲げる通知により令和2年度までに実施した事業については、なお

従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要領による改正前の要領により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和〇年〇月〇日から施行する。
- 2 この要領による改正前の要領により実施した事業については、なお従前の例による。

別記様式1（第2関係）

番 号
年 月 日

輸出・国際局長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

畜水産モニタリング検査支援事業（○○○）特認団体承認申請書

※○○○には、以下に示す事業名を記入すること。

- ・畜産物モニタリング検査支援
- ・水産物モニタリング検査支援
- ・生産海域モニタリング検査支援

1 団体の名称

2 主たる事務所の所在地

3 代表者の役職名及び氏名

4 設立年月日

5 事業年度（ 年 月～ 年 月）

6 構成員

名称	所在地	代表者氏名	大企業・中 小企業の別	従業員数	資本金	年間 販売額	主要事業	備考

7 設立目的

8 事業の内容

9 特記すべき事項

10 添付書類

- (1) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程及び総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
- (2) 新たに設立された団体にあっては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（創立総会議事録写し等）
- (3) その他参考資料

※ 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式2（第6及び第7関係）

番 号
年 月 日

輸出・国際局長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇年度畜水産モニタリング検査支援事業（〇〇〇）実施計画の提出（変更、中止又は廃止）について

※〇〇〇には、以下に示す事業名を記入すること。

- ・畜産物モニタリング検査支援
- ・水産物モニタリング検査支援
- ・生産海域モニタリング検査支援

農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3輸国第5108号農林水産事務次官依命通知）第6の1の規定に基づき、関係書類を添えて、提出（変更、中止又は廃止）する。

- (注) 1 関係書類として別添を添付すること。
- 2 変更、中止又は廃止の場合には、上記「第6の1」を「第6の3」とすること。
- 3 変更の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「変更の理由」とし、提出した事業実施計画の事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては、省略すること。
- 4 中止又は廃止の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「中止（廃止）の理由」とし、当該箇所に事業を中止し、又は廃止する理由について記載すること。

5 事業実施結果に係る報告書として本様式を用いる場合には、件名を「令和〇年度畜水産モニタリング検査支援事業実施計画の実施結果の報告について」とし、別添には実績を記載すること。

別添

1 総括表

事業種類	事業細目	事 業 費	負 担 区 分		事業の委託	備 考
			国庫補助金	補助事業者		
		千円	千円	千円	(1) 委託先名 (2) 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費	
合 計						

- (注) 1 事業種類は、交付等要綱別表1の区分により記入すること。
 2 事業細目は、交付等要綱別表1の畜水産モニタリング検査支援事業の項の経費の欄の区分により記入すること。

2 事業の目的

(畜産物モニタリング検査支援の例)

E U向け〇肉認定施設である〇〇食肉センターにおいて、E Uの要求を充足するため、年間〇〇検体の食品安全に係る〇〇検査を実施することにより、日本産〇〇肉のE Uへ輸出を拡大することを目的とする。

事業の目的に加えて、事業の目標と成果を必ず明記すること。

事業の目標（達成すべき成果）

(畜産物モニタリング検査支援の例)

E U向け〇肉認定施設である〇〇食肉センターにおいては、E Uの要求を充足するため、年間〇〇検体の食品安全に係る〇〇検査の実施が必要となる。そのため、食品の検査機関である〇〇に定期的に検体を送付し検査を行い、検査結果がE Uの食品安全基準を超えないことを確認し、E Uに継続的に〇肉の輸出を可能とすることを目標とする。

事業の成果（実績）

(注) 事業の成果（実績）の欄には、事業実施後に取組実績を記入すること。

3 事業の内容

実施項目	実施内容	実施期間	備考
(畜産物モニタリング検査支援の例) ・ E U向け食品安全に係る〇〇検査	〇〇食肉センターにおいて、E Uが要求する〇〇検査を実施するため、採取した検体を〇〇分析センターに送付し、検査を依頼（年間〇〇件）。	・〇年〇月～〇年〇月	

(注) 各実施項目を再委託等する際には、備考にその旨記載するとともに、再委託先等の管理体制等を記載すること。

4 事業実施スケジュール

3に記載の事業内容について、成果達成までのスケジュールを記載すること。

(例)	令和4年〇月	・・・	・・・	・・・
・〇〇の輸出に必要となる〇〇検査				→

5 添付資料

- (1) 必要に応じて資料を添付すること。
- (2) 記載事項及び添付資料について既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式3（第6関係）

番 号
年 月 日

輸出・国際局長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

畜水産モニタリング検査支援事業（○○○）に関する交付決定前着手届

※○○○には、以下に示す事業名を記入すること。

- ・畜産物モニタリング検査支援
- ・水産物モニタリング検査支援
- ・生産海域モニタリング検査支援

このことについて、下記のとおり条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、補助事業者が負担します。
- 2 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこととします。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこととします。

別添

取組内容	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由
	円			

注: 「事業費」欄は、総事業費（税込）とします。